

第3節 個別産業の事例

中国の政治経済モデル、地方政府間競争、市場特性という産業発展に関する三つの観点を踏まえ、以下では具体的な産業分野における発展の事例を検討する。最初に中国の産業政策の変遷を整理した上で、山寨携帯電話、風力発電、太陽光発

電、電気自動車の産業発展の過程を概観していく。これを通じて、中国の政治経済モデル、地方政府間競争、市場特性という要素が実際にどのように機能したのか、その共通性と多様性を検討する。

1. 産業政策の変遷

中国の産業政策の変遷について先行研究を基に概観する²¹⁹。中国の産業政策は、改革開放後、計画経済から、市場経済を取り入れた経済体制へ移行する中で形成された。1989年、中国で初めて産業政策の名を冠した「国務院の目下の産業政策に関する決定」が国務院から公布され、政策の主体、優先順位、政府部門間の分担、投資の認可制度、目録設定などの産業政策の原型が示された（第II-2-3-1表）²²⁰。このときは主として産業構造の是正を目的としていたが、1994年には「90年代国家産業政策要綱」が公表され、インフラと基礎となる製造業の強化、積極的な支柱産業の振興（具体的には機械電子、石油化工、自動車、建設業）等が定められ、この下で個別業種の産業政策である自動車工業産業政策も作成された²²¹。2001年に中国がWTOに加盟すると、外資の積極的な参入が行われるとともに、従来の高関税による保護などの手法は次第に影を潜め、通商ルールも意識した運営に変わっていった²²²。2006年の第11次五か年計画では、名称が「計画」から、「規画」に改称され、国家がビジョンを提案する意味合いに変わった²²³。それと同時に自主イノベーション、科学技術の振興が志向され、中長期科学技術発展計画も作成された。2011年の第12次五か年計画の際に、戦略支柱産業の選定が始まる。2015年に「中国製造2025」、「インターネット+」が発表され、2016年の第13次五か年計画では、製造業とインターネットの融合が提示され、新し

い価値創造を目指す方針が示され、イノベーション主導の「国家創新駆動発展戦略」が公表された。

渡邊は、江を引用して、中国の産業政策の特徴は、特定の産業を対象とするターゲット型の政策であり、社会の資源を特定産業に優先的に配分することから、競争政策、公平な競争、競争中立性と矛盾する傾向が強いとの指摘を紹介している²²⁴。一方では、中央政府による総合的な産業構造への働きかけであり、結果的に産業間の調整が行われ、産業全体として規模の経済（マーシャルの外部性）の構築が出来ていることを評価する必要も指摘している。このマーシャルの外部性の構築そのものが、中国の産業競争力を突出させて強くしているという。また、産業政策の中には過剰生産の抑制も含まれ、2015年から「供給側の構造改革」が提唱され、鉄鋼、石炭等の過剰生産能力の削減が図られたこともある。

産業政策の立案・実施は、時代による変化はあるが、基本的に中央政府が国全体の方針・計画を作成して、地方政府が地方の実情を勘案しながら具体策を実施してきた。具体的にはまず、中央政府が奨励・制限・淘汰する産業の目録（リスト）を作成し、それに基づいて、投資・参入の許認可、強制的な淘汰、補助金、税制優遇、低金利融資、政府引導基金、政府調達における支援等が行われる。具体的な産業をリストに明示することで、政府が支援すると同時に、銀行や基金などが、投資の優先順位を決めることができる。一方で、これ

²¹⁹ 渡邊（2025）、丸川（2025）、丸川（2020）

²²⁰ 渡邊（2025）は、江（2021）を紹介しながら、中国の産業政策の歴史的変遷をまとめている。

²²¹ 丸川（2020）は、このときに初めて中国で「産業政策」の名を冠した政策が国務院から公布されたと指摘している。ただし、その目的は産業新興というよりは、投資、融資、外資導入等を規制・誘導して産業構造の不均衡（加工産業の投資過剰、エネルギー、運輸、素材の投資不足）を是正することにあつたとしている。

²²² 丸川（2020）では、2001年のWTO加盟後は、従来の高関税等の手法は影をひそめ、1994年の自動車工業産業政策は無効となり、2004年に新しい自動車政策発展政策が発表されたとしている。

²²³ 本稿では、これ以降も、日本で広く利用されている「五か年計画」の表記を使う。

²²⁴ 渡邊（2025）、江（2021）

は特定の企業・産業に投資が集中し、過剰な供給能力が構築されがちな状況が生まれる要因ともなっている。地方政府は、こうした中央政府の方針も念頭に、地元経済を発展させるために、競っ

て新規産業の創出や優良企業の誘致などを目指す産業振興を行ってきた。地方政府は、補助金や税制優遇等に加えて、土地・原燃料等の無償・安価提供等の政策手段を活用している。

第 II-2-3-1 表 中国の主要な産業政策の変遷

年	政策文書等	備考
1989	国務院の目下の産業政策に関する決定	産業政策の原型を提示
1994	90年代国家産業政策綱要	支柱産業の育成
1996	第9次五か年計画	国有企業の効率向上
2001	WTO加盟	
2001	第10次五か年計画	西部大開発
2004	自動車政策発展政策	様々な業種の産業政策の制定
2006	第11次五か年計画	政府が発展のビジョンを示すものと位置付け (計画→規画と改称)
2006	中長期科学技術発展計画	科学技術の振興、自主イノベーション能力の向上
2011	第12次五か年計画	戦略的新興産業の振興
2015	中国製造2025	3段階で中国を世界の製造強国へ
2015	インターネット+	情報通信技術の産業への応用
2015	大衆創業、万衆創新	イノベーションの奨励と起業の促進
2015	供給サイドの構造改革	鉄鋼、セメント、石炭等の過剰生産能力の削減
2016	第13次五か年計画	製造業とインターネットの融合、新しい価値創造
2016	国家創新駆動発展戦略綱要	イノベーション主導の経済成長
2021	第14次五か年計画	デジタルチャイナ

備考：第 11 次五か年計画より、それまで「～計画」であった名称が「～規画」に変更されたが、本表では従来のまま「～計画」と記す。
資料：渡邊（2025）、丸川（2025）等を参考に経済産業省作成。

2. 山寨携帯電話

中国の携帯電話産業では、2000 年代から 2010 年代にかけて、正規ブランドの製品とは別に、「山寨携帯電話」と呼ばれる非正規品を含めた低価格の携帯電話が急速に生産を拡大し、輸出でも途上国市場を中心に存在感を高めた²²⁵。丁・潘では、その低価格を実現させた背景として、法規制上の要因以外に、既に述べたような垂直的な分業関係やプラットフォーム（共通の技術、部材、市場）の利用等を通じた参入障壁の低下、旺盛な企業参入があったことを指摘している²²⁶。ここではその要点を紹介する。

山寨携帯電話の生産を支えたのは中小零細企業であり、当時のノキアなど国際的なトップブラ

ンドが、開発、資材調達、製造、販売などの工程を社内化していたのに対して、これらの企業は、生産工程を分割した分業体制をとり、小規模な企業でも参入が可能であったことを指摘している。このとき重要なのは技術的に高度で固定設備も必要な電子部品だが、メディアテック社等の有力企業が供給する IC チップを多くの企業が共通に利用（技術プラットフォーム）することで、研究開発や固定設備のコストを節約したとしている。また、企業間の調達・販売では、深圳の専門市場を取引プラットフォームとして利用することで、取引先を調査するコストなどの取引費用も節約したと指摘している²²⁷。この結果、参入障壁が引

²²⁵ もともと「山寨」とは山賊のすみかを指し、政府の生産許可を受けていない製造業者、正規のライセンスを支払っていないコピー商品などを意味しており、「闇携帯」とも呼ばれている。

²²⁶ 丁・潘（2013）。中国では 2008 年まで、企業が合法的に携帯電話を生産するためには、研究開発センターと営業センターを設置し、2 億元の登録資金を用意して、ライセンスを取得する必要があった。大部分の中小企業は、このような条件をクリアできず、やむなく無許可のまま生産を始めていた。また、これらの中小携帯電話メーカーは、特に初期には、国際トップブランド携帯の模造品を作る傾向があった。

²²⁷ 深圳の「華強北」という電気屋街。ビルの中に小さな店舗が軒を並べ、携帯電話、電子部品等を扱っており、2010 年頃、約 3 万店舗を抱えていたという。

き下げられ、多くの企業が参入した。ただし、共通の IC チップという基幹部品を利用していることから、製品の差別化は困難で、その結果、激しい価格競争を招くことになった。その価格低下が一層の需要拡大を呼び、一層の企業の参入を促した。このように旺盛な参入から価格低下、より一層の需要拡大の好循環が働き、競争力が強化され

たとされる²²⁸。梶谷は、山寨携帯電話の場合も、「需要が急速に拡大したことが、産業の新たな分業体制を自発的に生み出し、そのことが新規産業の参入を生み出し、生産性の向上をもたらす」というメカニズムが働いたと考えられる旨指摘している²²⁹。

3. 風力発電

世界主要国の風力発電の設備容量の推移を見ると、中国は 2000 年代後半から急速に風力発電を導入し、現在は世界一の発電容量を有している（第 II-2-3-2 図）²³⁰。その背景に国内企業の台頭があったが、2000 年代初頭には中国国内の風力発電産業は未成熟であり、輸入に頼っていたという（第 II-2-3-3 図）。それではどのようにして中国の風力発電企業が育っていったのか、その要因を主として丸川、堀井を基に考える²³¹。

丸川は、風力発電設備産業が「風力発電に対する内需の拡大がもたらす経済的メリットを国内で獲得するために、幼稚産業保護政策の下で輸入代替産業として育てられた」として、国家主導で立ち上げられたことを指摘している²³²。政府の政策の推移を見ると、まず、2003 年から政府自身が、コンセッション方式の国家プロジェクトとして、風力発電所の建設・運営を開始している（第 II-2-3-4 表）。これ以降、毎年、一定数の風力発電所が国家主導で建設されることになる²³³。さらに 2005 年、中国政府は「風力発電に関する要求的通

知」で、国産化率が 70%以上でなければ風力発電設備の国内建設を認めないことを決定した。これには欧米諸国から反対が表明され、最終的に 2010 年に撤廃されることになるが、中国企業に競争力がない間は、保護主義的政策で国内企業が産業を確立する時間を稼いだ。2006 年に再生可能エネルギー法が施行されて、大規模電気事業者への再生エネルギー利用の強制目標や、固定価格買取（フィードインタリフ：FIT）制度²³⁴が開始され、国内市場の拡大が図られた²³⁵。2007 年の再生可能エネルギー中長期計画で、風力発電の導入目標が 2010 年までに 500 万 kW と設定され、翌 2008 年には目標が 1,000 万 kW に引き上げられた。

丸川は、政府主導で価格メカニズムを歪めて産業を立ち上げた弊害も指摘している。例えば、風力発電には需要を無視した参入が相次ぎ、2010 年には目標の 4.5 倍もの設備容量となったことや、立地が風力発電に適した内モンゴル自治区など北部に偏在したため、送電網の限界等から買い上げられない（出力抑制）部分が多かったことなど

²²⁸ このような山寨携帯電話は、2010 年代に入ると、ファーウェイや小米など大手メーカーが低価格製品の販売に乗り出したことや、3G を普及させたい通信事業者が大手メーカーと組んだ販売戦略で正規メーカー品を後押ししたことなどから、次第に下火になっていくが、ノキア等の外資企業の製品に対して地場企業を鍛え、人材を育て、中国の携帯電話産業を底上げする効果があった。

²²⁹ 梶谷（2024）

²³⁰ IRENA, 'Renewable Energy Statistics database', https://pxweb.irena.org/pxweb/en/IRENASTAT/IRENASTAT__Power%20Capacity%20and%20Generation/Country_ELECSTAT_2025_H1-PX.px/ (Accessed 13 March 2025).

²³¹ 丸川（2025）、堀井（2013）

²³² 丸川（2025）

²³³ 堀井（2013）

²³⁴ 政府が、再生可能エネルギー事業者が収益をあげられるような購入価格を定め、その高値で買い取る負担を料金に上乗せして回収する制度。Feed in Tariff。

²³⁵ 堀井（2013）では、制度上は固定価格による全量買取りとしながら、実際には入札による価格競争の上で、電力会社の供給量の一定割合以上を再生可能エネルギーとする、再生可能エネルギー利用割合基準（Renewables Portfolio Standard: RPS）制度に近い運用であったらしいことが指摘されている。

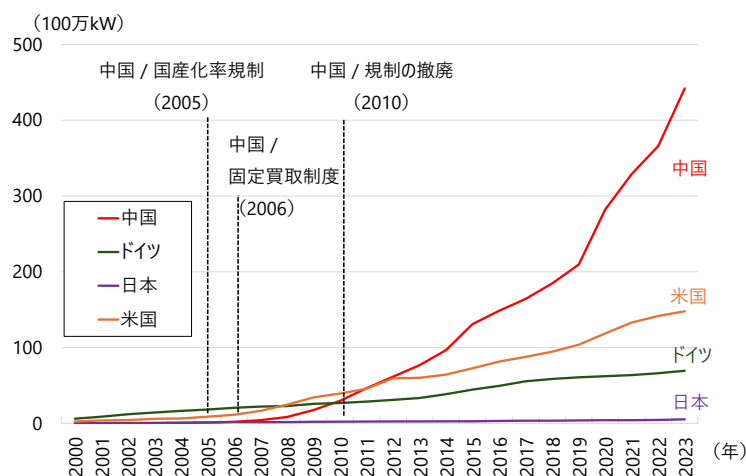
を指摘している²³⁶。また、FIT 制度についても、予想を超える参入企業数に対して、電気料金への賦課金が低く抑えられたため、再エネ業者に払う補助金の原資が不足して未払いが発生したことも指摘している。電気料金の値上げが難しいことから、買取価格が段階的に引き下げられ、補助金は廃止の方向に向かった。

一方で、世界的な地球温暖化問題への関心の高まりの中で、2020 年、中国も 2030 年までに CO2 排出をピークアウトし、2060 年には実質ゼロを実現すると宣言した。これを達成するため、風力、太陽光合わせて 12 億 kW という高い目標が設定

された。2021 年に FIT 制度は終了したが、排出権取引が開始され、新エネルギーを多く導入した発電会社は、排出枠を売って利益を得ることが可能となった。

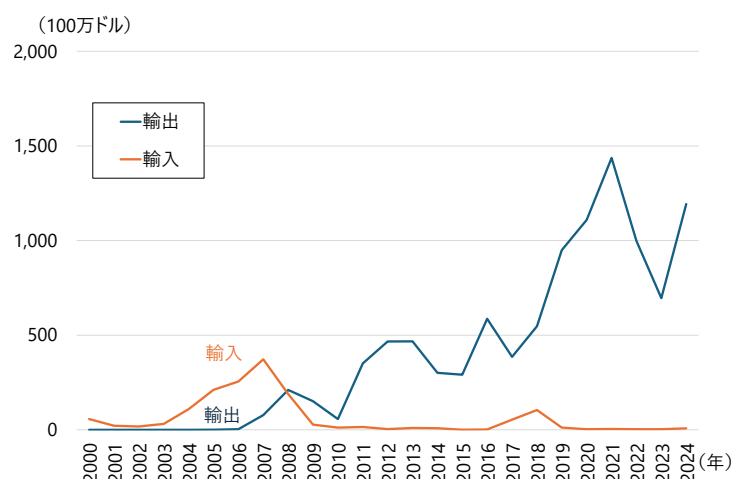
このような政策的な紆余曲折があり、結果として中国は風力発電大国となったが、その要因として、風力発電の業種特性も指摘されている。基幹部品のブレードなどは重量があり、輸送費が大きいため、現地生産が有利であった。同じ理由から、中国国内の生産は主として国内設置用で、輸出向けのシェアは低いことも指摘されている。

第Ⅱ-2-3-2 図 主要国の風力発電の累積導入設備容量



資料：IRENA「Renewable Energy Statistics database」から作成。

第Ⅱ-2-3-3 図 中国の風力発電機の輸出入



備考：風力発電機として HS850231 を集計。
資料：Global Trade Atlas から作成。

²³⁶ 丸川（2025）。出力抑制率は、2015 年には風力発電の 15.5%、2016 年には 17.1%に上ったと指摘している。特に北方の寒冷地では、冬期は、熱、スチーム、ガスの供給源としても利用できる石炭火力が優先されるため、2015 年 1-3 月期の吉林省で 58%、遼寧省で 40%に及んだ。

第II-2-3-4表 中国の風力発電に係る法令・計画等

年	法令・計画等	主な内容
2003	ウィンドファームコンセッション入札	・これ以降、毎年、風力発電所建設を国家プロジェクトとして実施。
2005	風力発電の建設管理に関する要求の通知	・風力発電設備の国産化率70%以上(2010年に規制廃止)。
2006	再生可能エネルギー法施行	・政府が認可した再エネプロジェクトの電力買い取り、従来型電力価格を上回る場合は電気料金へ上乗せ。
2006	第11次五か年計画	・GDP当たりのエネルギー消費量に削減目標設定。
2007	再生可能エネルギー中長期計画	・再エネ比率の設定(2010年:1%、2020年:3%) ・発電事業者への再エネ強制目標(同3%、8%) ・風力発電導入目標 2020年までに500万kW、2030年までに3,000万kW
2008	再エネ発展第11次五か年計画	・風力発電導入目標の引上げ 2020年までに1,000万kW
2015	COP21	・パリ協定締結 中国はGDP当たりのCO2排出量削減目標を設定
2017	再エネ発展第13次五か年計画	・風力発電導入目標の引上げ 2020年までに2.1億kW
2020	国連総会における習近平国家主席の演説	・中国は2030年までにCO2排出をピークアウトし、2060年には実質ゼロを実現すると宣言。
2021	党中央、国務院からの通知や行動計画	・風力及び太陽光発電の導入目標 両者あわせて12億kW。

資料：丸川（2025）、堀井（2013）から作成。

一方、堀井は、企業側の要因も分析し、当時の中国企業には風力発電の技術が不足しており、キャッチアップが必要だったと指摘している²³⁷。約1万点の部品のうち、多くの部品は中国が既に有していた機械産業からの応用が可能だったが、基幹部品のブレード、ギアボックスは技術の蓄積がなかった。重工系の大手国有企業が生産に当たったが、外国からの技術導入が鍵となったことが指摘されている。その際、中国国内に現地法人を設立していて競合関係にある外資企業は避け、別の外国企業から導入したことにより、研究開発などの投資コストを負わずに、先端技術を割安に入手することができた。

また、企業の分業関係を見ると、いくつかの外資企業の中国内生産法人は基幹部品を含む一貫生産（垂直統合）が基本だったのに対して、中国地場企業は分業体制を敷いており、ブレード等の基幹部品は有力な専門企業が生産することで、固定投資を少数の企業に集中させ、基幹部品を広く外販する体制をとっていた。最終工程を担う風力発電装置メーカーは、基幹部品を外部調達して組立工程に専念することで、参入や生産コストを引き下げることが可能となった。

4. 太陽光発電

太陽光発電については、丸川を基に考えてみる²³⁸。既に見たように、風力発電は国家主導で中国の未成熟な幼稚産業を保護・育成したが、太陽光発電は、民間のベンチャー企業家たちが外国市場向けに生産・供給することを主眼として始まった。

これに対して、一部の地方政府が個別企業に各種の支援を提供したが、中央政府は必ずしも積極的な産業育成を行わなかった²³⁹。

2000年代初期、中国の国内需要はほとんどなかったが、欧米や日本などの需要は固定価格買取制

²³⁷ 堀井（2013）

²³⁸ 丸川（2025）を中心に、Marukawa（2012）、日本経済新聞「経済教室「結果オーライ」の再エネ振興 中国の産業政策のいま」、2023年3月10日（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD2211M0S3A220C2000000/>）等を参照。

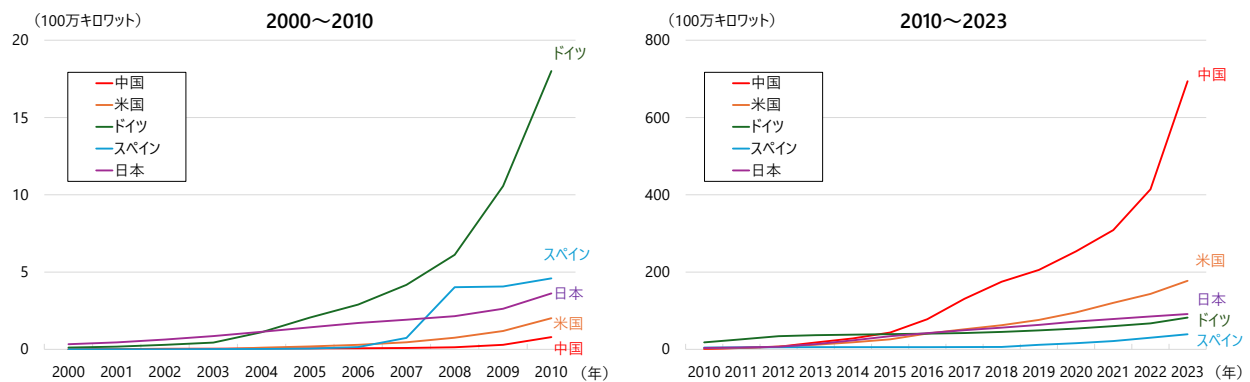
²³⁹ 丸川（2025）では、中国の地方政府による支援も見られたことが指摘されている。地方政府が出資する事例もあったが、主に工業団地内のまとまった土地を提供するなどの支援であった。

度の導入により拡大に向かっていた（第 II-2-3-5 図）²⁴⁰。これに目をつけた中国の新興企業は、中国国内で太陽電池の生産を開始して、ほぼ全量を輸出した。2000 年代後半になると、これらの企業は米国に上場することで多額の資金を調達して、一気に生産を拡大し、中国の太陽電池の輸出が急速に拡大した（第 II-2-3-6 図）。しかし、2010 年代に入ると、このような中国からの輸入急増に対して、欧米で貿易制限が課せられるようになった。その結果、中国のメーカーが苦境に立たされ、倒産も相次いだ。

この状況に至って、中央政府は中国国内の需要を拡大する方針に移行し、太陽光導入目標を引き上げた（第 II-2-3-7 表）。もともと 2007 年の再生可能エネルギー中長期計画では、2020 年までの

導入目標が太陽光 180 万 kW と、風力の 500 万 kW に比べて非常に少なかったが、2012 年の太陽光発電発展第 12 次五か年計画では、2015 年までに 2,100 万 kW と、5 年前倒した上に量を 10 倍以上に拡大し、翌 2013 年には 3,500 万 kW と一層拡大している。これ以降、中国国内の設備容量は主要国を越えて大きく拡大していく。このような内需に支えられ、中国の太陽電池メーカーは息を吹き返した。その後、風力発電と同様に、送電網の限界や補助金の原資不足等に悩まされながらも、大規模生産の利益を享受し、積極的な投資と技術開発によって競争力を高めた。ただし、足下では需給バランスが崩れて過当競争が発生し、輸出単価の下落が顕著で、企業収益を圧迫しているとの報道もある²⁴¹。

第 II-2-3-5 図 主要国の太陽光発電の累積導入設備容量

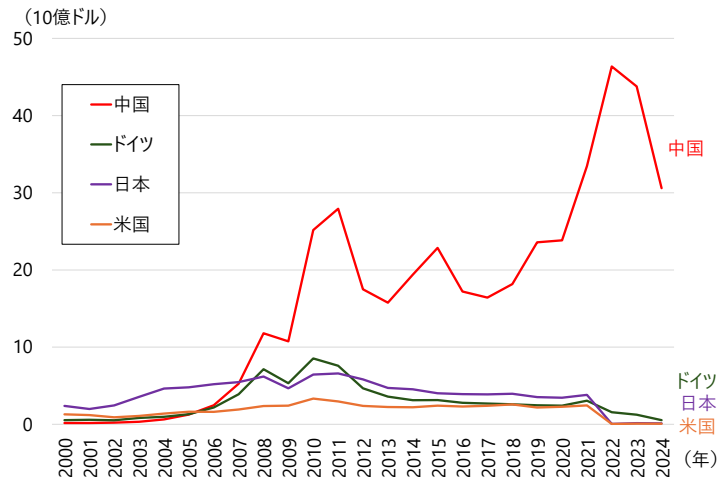


資料：IEA (2024) から作成。

²⁴⁰ IEA (2024)

²⁴¹ 東洋経済オンライン「中国の太陽光パネル「利益なき繁忙」の手詰まり（中国「財新」の 1 月 17 日記事を日本語で配信）」、2025 年 2 月 5 日、<https://toyokeizai.net/articles/-/855293>（2025 年 3 月 31 日閲覧）。

第 II-2-3-6 図 主要国の太陽電池の輸出額



備考：太陽電池として、2022 年以降は、HS854142（光電池（モジュールまたはパネルにしていないもの）及び HS854143（光電池（モジュールまたはパネルにしてあるもの））の合計を表示。2021 年以前は、HS コード上、発光ダイオードと太陽電池が分かれていなかったため、便宜的に両者を含めた旧 HS854140 を表示。このため、2022 年に統計の断続があり、同年に日本、米国が大きく低下しているのは、発光ダイオードが集計から抜けた影響が大きい。

資料：Global Trade Atlas から作成。

第 II-2-3-7 表 中国の太陽光発電の設備容量の目標

年	法令・計画等	主な内容
2007	再生可能エネルギー中長期計画	2020年までに180万kW
2012	太陽光発電発展第12次五か年計画	2015年までに2,100万kW
2013	国務院、目標の大幅引上げ	2015年までに3,500万kW
2017	再エネ発展第13次五か年計画	2020年までに1.5億kW
2021	党中央、国務院からの通知や行動計画	風力及び太陽光発電あわせて12億kW

資料：丸川（2025）から作成。

5. 電気自動車

近年、中国で電気自動車の生産・販売が急増し、急速に産業として発展してきたことが注目されているが、これはどのような要因に支えられてきたのかを考える。

中国政府は、2010 年に国務院が「新エネルギー自動車」を「戦略的新興産業」の一つとして挙げ、電気自動車（EV）を重点的に支援するようになった。2012 年の「省エネ・新エネ自動車発展計画」（国務院）では、BEV・PHEV の生産・販売量を 2015 年に 50 万台、2020 年に 200 万台とする具体的な数値目標を定めた。こうした政策の下で、購入補助金、税の減免、インフラ整備補助、デュアルクレジット制、ナンバープレート取得の優遇

などの具体的な政府支援と規制が行われた。こうした政策支援の資金的規模は、正確なデータは得られないものの、他国と比較しても極めて大きかったと推計されている²⁴²。また、購入補助金については、支給対象を限定することで事実上国内メーカーを保護するスキームとなっていた問題が指摘される。例えば海外の有力な電池メーカーが指定電池メーカーのリストに含まれず、中国の電池メーカーの飛躍の要因となったとされる²⁴³。

同時に、産業レベルの発展メカニズムが機能しているとの指摘がある。まず、2014 年頃から多数の起業家が電気自動車ベンチャーの立上げに動き、活発な新規参入が起こった。それ以前から大

²⁴² Scott Kennedy, 'The Chinese EV Dilemma: Subsidized Yet Striking', *Center for Strategic and International Studies (CSIS) Blog*, 20 June 2024, <https://www.csis.org/blogs/trustee-china-hand/chinese-ev-dilemma-subsidized-yet-striking> (Accessed 31 March 2025).

²⁴³ 丸川（2025）

量に生産されていた低速四輪電動車が産業基盤となったとの指摘もある²⁴⁴。旺盛な参入は完成車メーカーだけでなくサプライヤーも含め、過当競争とも表現される激しい競争を生み、各メーカーが独自の戦略によってシェア拡大を目指した。丸川は、「(前略)新規参入が増えて、各社がさまざまな需要に応える多種多様な EV を開発したことで、中国産 EV の市場が内外に拡大した効果は無視できない」としている²⁴⁵。

また、電気自動車の基幹部品のモジュール化を通じたオープンな取引も、産業発展の要因として指摘されている。電気自動車の主要部品として、コストと性能に大きなシェアを持つ蓄電池があり CATL などの専業メーカーが有名である。また、駆動モジュール（モーター、インバーター、減速機など）は電動アクスル (e-axle) としてパッケージ化され、一つの部品として切り離して生産することが可能となった。かつて自動車は摺り合わせ型製品といわれたが、電子機器のようにモジュール化が進み、主要部品は外部から調達し、車体デザインとコンセプトだけ自社で開発する、ファブレス型電気自動車メーカーの参入が可能となった。実際に携帯電話メーカーの華為や小米、不動産産業の恒大など異業種からの参入企業が現れた。

梶谷・高口は、中国政府の従来と異なる需要拡大型の産業政策と、それを契機とする「殺到する

経済」に着目している²⁴⁶。政府の購入補助金や充電ステーションへの補助のような、需要を拡大する政府支援が、電気自動車の生産拡大を促し、それが蓄電池を含む部品産業への派生需要を生み、この分野への殺到ともいえる新規参入を誘発した。この部品産業の拡大が、マーシャルの外部性といわれる産業集積の効果を生み、中間財の価格を引き下げ、それが最終財である電気自動車の価格引下げや一層の需要拡大をもたらした。このような需要拡大策は、企業の自由な取引を前提としており、従来の特定企業の優遇とは異なる有効な産業政策となり得ると説明している。さらに、中国の電気自動車における需要拡大型の産業政策は、後述する自国市場効果を生み、規模の経済を確立して輸出を拡大させた可能性を指摘している。

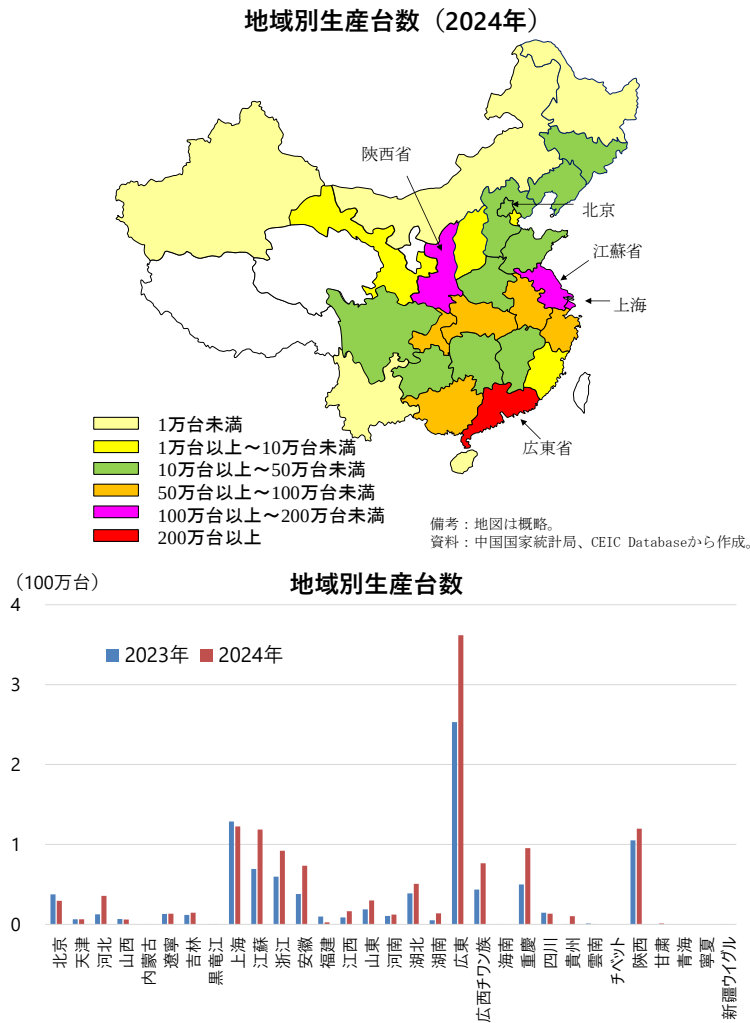
ここで視点を変え、昨今、輸出の急増が見られる新エネルギー自動車の生産地の配置を概観する。地域別の生産台数を表示した第 II-2-3-8 図を見ると、鉱工業の付加価値生産額が大きい広東省や江蘇省等の生産台数が多い一方で、一部の地域を除き、ほとんどの地域で生産が行われていることが分かる。地理的な産業集積を通じた規模の経済の構築と同時に、地方間での誘致・競争が行われている可能性も示唆される。

²⁴⁴ 梶谷・高口（2025）

²⁴⁵ 丸川（2025）

²⁴⁶ 梶谷・高口（2025）

第II-2-3-8 図 中国の地域別新エネルギー車生産台数



備考 1：新エネルギー車は、電気自動車のほか、ハイブリッド車も含む。

備考 2：統計上、直轄市・省・自治区のうち、チベット自治区、青海省、寧夏回族自治区の3地域は2023年、2024年とも、生産台数が確認できなかった。

資料：中国国家统计局、CEIC database から作成。

6. 小括

ここまで、山寨携帯電話、風力発電、太陽光発電、電気自動車の4分野で、中国の産業発展の過程を概観した。これら4分野は、WTO加盟以降に中国国内で大きく拡大した製造分野の新産業という共通点があるが、中国の政治経済モデル、地方政府間競争、市場特性という産業発展メカニズムの3側面がどのように相互作用し、機能したかは分野ごとに多様性がある。ただし、産業レベルで見れば、積極的な政策介入の有無にかかわらず、創出された需要に対して多くの企業が参入し、国内市場での激しい競争、分業とサプライチェー

ンの効率化、実装と学習を通じて急速に産業集積の形成を進め、規模の経済を確立するという共通性は示唆される。また、太陽光発電では外需縮小への受動的対応として中央政府が開始した国内需要拡大型の政策が、電気自動車では中央政府によって戦略的に用いられた可能性があることも、一つの示唆と考えられる。いずれにせよ、風力発電、太陽光発電、電気自動車に共通して、産業の急速な発展段階において、中央政府の産業補助金や規制等による政策支援があったことは指摘されよう。